

豊見城市会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは、地方公務員法の改正に伴い、同法第22条の2（令和2年4月1日施行）の規定により設けられる非常勤職員の制度です。
 本制度の導入に伴い、臨時職員や嘱託員に関する職について、令和2年度から新たに「会計年度任用職員」として募集します。

●募集職種

募集職種	職務内容
①事務補助職	資格、技能又は知識を特段必要としない事務補助的な業務
②専門職	資格、技能又は知識を必要とする業務
③学校勤務職	市内小中学校で勤務する上記①事務補助職及び②専門職
④教育委員会関係職 （③学校勤務除く）	③を除く教育委員会関係職 （※役所内、図書館、公民館等にて勤務します）

※詳しい業務内容や条件につきましては、①事務補助募集一覧、②専門職募集一覧、③学校勤務職募集一覧、④教育委員会関係職（学校勤務除く）をご確認ください。

●申込方法

「豊見城市会計年度任用職員応募申込書」に必要事項を記載し写真添付の上、募集職別に指定する下記部署へ提出してください。

《募集職種別提出先》

募集職種	提出先
①事務補助職	豊見城市 総務企画部 人事課 【TEL：098-850-1116】 〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1（豊見城市役所4階）
②専門職	
③学校勤務職	市教育委員会 教育部 学校教育課 【TEL：098-850-0961】 〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1（豊見城市役所4階）
④教育委員会関係職 （③除く）	

※資格が必要な職種は、資格証の写しも併せて提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

●申込締切 随時受付し、内定者が決まった職については申込を締め切ります。（郵送可）

※今回の募集に関わらず、会計年度任用職員の登録は随時受け付けています。

●選考方法

- ・書類選考ならびに面接で行います。
- ・書類選考を行った後に各課から面接に関する連絡を行います。
- ・書類選考の結果、定員に達した場合等、希望とする課もしくは希望職種からの連絡が来ない場合もあります。ご了承ください。

※応募にあたって年齢上限はありません。

※以下に該当している人は応募できません。※地方公務員法第16条（欠格条項）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・豊見城市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●採用までの流れ

- ①応募申込書の提出【随時】
- ②応募申込書等の書類選考を行い、条件に合う方に各課等より面接の連絡を行う。
- ③面接の実施
- ④選考の結果通知【面接選考後1週間程度】

《注意事項》

- ※書類審査のみで面接に至らなかった場合についてはご連絡しません。
- ※流れは予定となります。職種により時期がずれる場合があります。
- ※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。
- ※令和2年度予算の成立状況等によっては採用されない場合もあります。

●勤務条件

勤務場所・勤務内容・任用期間・勤務日・勤務時間等は募集一覧をご確認ください。

●任用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

※職種により期間が短いものがあります。募集一覧をご確認ください。

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、公募によらず2回まで再度任用することがあります。

●服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

●報酬額等（給与）

- ・職種によって異なっておりますので職種別の募集一覧をご確認ください。
- ・再度の任用時には加算があります。（上限あり）

●通勤費

常勤職員に準じ、実費相当額を支給します。

●期末手当

- ・週15時間30分以上勤務かつ任期が6か月以上の場合該当します。
- ・基準月額の2.6月分（6月：1.3月 12月：1.3）を支給します。
※基準月額は、期末手当算定期間の月額平均。
※在職期間の長さによって調整があります。

●休暇等

- ・週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。
- ・特別休暇（有給と無給）が付与されます。
※有給休暇には、忌引や夏季休暇などがあります。
※無給休暇には、産前産後休暇や子の看護休暇、病気休暇などがあります。

●社会保険等

以下の要件を満たす場合に、厚生年金保険及び健康保険が適用されます。

ただし、フルタイム会計年度任用職員は、任用期間が12月を越えた場合は、共済組合に加入となります。

① 次に掲げる要件を満たす勤務形態で勤務する者

- ・所定勤務時間が週29時間を超えること。
- ・1箇月当たりの勤務日数が15日を超えること。
- ・任期2カ月を超えることが見込まれること。

② 上記①の要件に該当しない者のうち、次に掲げる要件を満たす勤務形態で勤務する者

- ・所定勤務時間が20時間以上であること。
- ・給与・報酬の月額が8万8千円以上であること。
- ・再度の任用を含め、任期が1年以上見込まれること。
- ・学生でないこと。

●雇用保険

週20時間以上、任期31日以上、かつ、学生でない場合に参加

(フルタイム会計年度任用職員で、退職手当の支給対象となる場合は、雇用保険非加入)

●災害補償

所属や任用形態により、市町村非常勤職員の公務災害補償、労働者災害補償保険法、または、地方公務員災害補償法のいずれかが適用されます。

●時間外勤務

職種により、時間外勤務を命じる場合があります。

○問合せ先

- ・豊見城市 総務企画部 人事課 【TEL : 098-850-1116】
- ・豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課 【TEL : 098-850-0961】

※勤務条件や業務に関する詳しい内容は、直接採用担当課にお問合せください。